

持続可能性/スポーツ・インテグリティ研究会報告書

平成 27 年 9 月 7 日

本研究会の基本的な考え方

近年、国連グローバルコンパクトや ISO26000 等で見られるように、持続可能性に配慮した経済・社会活動が強く求められている。グローバルで大規模な活動であればあるほど、現在及び将来にわたる自然環境や社会環境に過度な負荷をかけることのないよう、適正な準備・運営への要請がより一層高まってくる。また、今ある基準の多くでは、持続可能性確保の対象は、《環境》《人権》《労働》とされている。取り扱う物品の《品質・性質》や《生産・流通等の工程》等を適正な範囲内で管理し、《モラルある事業》を展開していくことが、グローバル社会の中で活動するにあたり求められている。

こうした配慮を怠って事業・活動を展開すれば、自然環境・労働力等のリソースに無用な負荷をかけるだけでなく、社会的批判を受けたり、ステークホルダーやスポンサー等からの支援見直し等が生じると、組織は一気に厳しい危機的状況に陥る。

これはオリンピック・パラリンピックの業務遂行においても同様である。持続可能性については IOC でも重要なテーマとして扱われており、2012 年のロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「ロンドン大会」という)でも重視されていた。今後、社会的責任を果たし、社会から信頼を得て、安定した事業を展開していくためには、①相手を思いやることができる感受性や社会・将来世代等に対する責任感、②事業活動を確認し、多様性・調和を求める道を開く公論、がポイントになると考えられる。

そして、これらが議論のみでとどまることなく、具体的な行動等へつなげていくためには、意識的・計画的に生産・流通過程で現実に改善を図ることができるよう、それにふさわしい仕組みを構築していくことが求められる。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京 2020 大会」という)における持続可能性確保の枠組みの検討にあたっては、「多様性と調和」「和」を重視する。《対話と議論》を重ね、各主体がそれぞれの自己ベストを尽くし、未来に向けて《共に改善を図る》ことが重要である。日本には「売り手よし・買い手よし・世間よし」の《三方よし》という格言があり、日本の商慣習の底流には、こうした伝統的な倫理観が受け継がれている。この言葉に示されているとおり、売り手や買い手だけでなく、広く調達先企業や社会の利益にも配慮していくことが必要である。このため、相談、研修、改善計画の策定、指導等により、環境・人権保護等の価値を共有し、行動に移していくことができる制度・ルールについて、本研究会で検討する。これにより「do no harm」と「do good」を促していく。

また、近年のスポーツ界の動向を踏まえると、持続可能性確保に加え、東京 2020 大会では、《スポーツ・インテグリティ》の確保も重要となるものと考えられる。このため、インテグリティを確保するための取組みや、違反事案への迅速・適切な対応が求められることから、スポーツ・インテグリティに関する取組み手法も併せて研究、検討していく必要がある。

目 次

本研究会の基本的な考え方	P 2
I. 研究会の目的	P 4
II. 持続可能性確保のための重要テーマ	P 5
III. 調達コードにおける持続可能性の基本的な考え方	P 11
IV. ロンドン大会の事例	P 14
V. グリーバンスメカニズム	P 17
VI. 今後の検討課題	P 20

I. 研究会の目的

I-1. 目的

- (1)東京 2020 大会の準備・運営で使用される物品及びサービスについて、その生産及び流通の過程等において、環境及び人権等に関し、法令が順守され、適切な配慮その他の誠意ある対応がなされたものが調達されるようにするため、持続可能性に配慮した調達の基準や、相談、研修、指導、改善措置、早期紛争処理に係る規定等、必要な事項を研究する。
- (2)東京 2020 大会において、あらゆる差別に反対し、不正な試合操作等の発生を抑えるとともに、発生した問題に対して適切かつ迅速に対処し、クリーンでフェアなゲームが実施されるよう、スポーツ・インテグリティの実現に必要な準備・手法について研究する。

I-2. 持続可能性確保へ向けての基本的なアプローチと組織委員会の役割

東京 2020 大会の実施のため物品・サービスを提供する企業・団体等が、各自に要請される社会的責任（CSR）を、誠意をもって、適切な形で応分に果たすことが求められる。

このため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「東京 2020 組織委員会」という)は、IOC の指導のもと、こうした企業等の社会的責任を果たすことを「促す」仕組みとして、①遵守すべき環境・人権等に関わる規定、②違反・紛争が生じた場合に解決を図るための手続き規定(公正中立の立場から、相談・研修・審査・評価・救済等を実施できる体制・場を整備できる規定も含む)、を調達コードに設ける。

Ⅱ. 持続可能性確保のための重要テーマ

Ⅱ-1. パブリックコメントの実施

東京 2020 大会における持続可能性を推進するため、「どのようなテーマに重点を置くべきか」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

(1)期間：2015 年 3 月 31 日～4 月 24 日

(2)方法：ウェブサイト「東京オリンピック・パラリンピックでの持続可能性に関する検討会」による意見募集を掲載。以下の 8 項目を提示し、特に重要性の高いテーマを選択もしくはコメントを要請。複数回答可。

(3)提示したテーマ

①科学技術や知識の活用とイノベーションの創出 (Innovation)

オリンピック・パラリンピックは四年に一度の心躍るイベントです。多くの人々が、このイベントに向けて夢と希望を抱き、さまざまに自身の可能性を追求しようと考えています。この機会を活かして、今ある科学技術等の力を結集して、省エネルギー、再生エネルギーへの取組み、水素社会の実現や環境負荷の最小化、自然との共生等を目指します。さらに将来に向けて持続可能な発展を促進する技術的・知識的イノベーションが次々と創出されていくよう、大会を盛り上げます。

②安全で強靱な防災都市東京の構築 (Disaster, Resilience, Cybersecurity)

日本は、豊かな四季に恵まれる一方、その国土・自然条件により、東日本大震災のような地震や台風や集中豪雨等の自然災害の多い国です。また、近年ではサイバーセキュリティへの対応等も求められています。このためオリンピック・パラリンピックの開催を機に、都市インフラのリニューアルや先端技術も活かした予防保全型管理の実現等により、自然災害に強く、持続可能性の高い安全で安心な都市基盤をつくり、将来の都市モデルの一つを示していきます。

③大会運営を通じた環境価値の最大化 (気候変動、エネルギー、水、生物多様性)

オリンピック・パラリンピックは世界最大規模のイベントです。大会施設・インフラの整備、物品の製造・生産、選手・観客・スタッフの移動等において、地球環境への負荷を最小限に抑える努力をいたします。例えば、エネルギー・水等の資源の効率的利用、これによる温室効果ガス排出量の削減といった取組みを行います。日本人の「もったいない」精神を活かして、日本ならではの環境配慮の取組みを世界へ発信していきます。また水と緑のネットワークや自然との共生の場をつくるとともに、生物多様性にも配慮して自然とのよりよいバランスを目指します。

④超高齢化社会への対応 (Demographic Change)

日本の高齢化率は世界一であり、2020年には29.1%に達することが予測されています。一方で、65歳以上の労働力率は24.0%（男性：30.5%、女性：17.5%）という高い数値を示しています。また、他国においても今後高齢化が進む国が多く、日本はそうした課題に取り組む先進国ともいえます。健康で働きつづけたいと考える高齢者が、オリンピック・パラリンピックにおいてその知識や経験を最大限に社会および次世代に還元できる環境を整えます。

⑤多様な文化や宗教、バックグラウンドを持つ人々との共生社会を創出し、労働・人権の問題に取り組む (Diversity, Inclusion)

多種多様な価値観や個性は、豊かなアイデアやイノベーションの源です。性別、年齢、国籍、人種、宗教、信条、障がいの有無、出身地、性的指向および価値観等の多様性を尊重し、互いに学び合い、共に夢や希望を実現できるオリンピック・パラリンピックを目指します。過去大会においても、外国人労働者の就労条件や調達される物品を生産する現地工場の労働問題等が課題とされてきました。これを踏まえ、東京2020大会においても、労働・人権の問題に取り組んでいきます。

⑥障がいのある方等、すべての人に開かれた施設・インフラや情報、サービスの提供 (Accessibility)

障がい者、高齢者を含むすべての人々に対してオリンピック・パラリンピックへの参加を促します。また、施設・インフラや言語等、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を進め、日本の「おもてなし」の精神で全ての人々の参加を支えます。

⑦スポーツを通じた健康的な生活の提供 (Health through Sport)

スポーツは、ルールを守り、フェアネスやジャスティスの実現を志すスポーツマンシップを学び、旺盛なチャレンジ精神と豊かな協調性を育む機会を人々に提供します。また、日々の生活に運動を取り入れることで、肉体的のみならず精神的にも健やかな生活を送ることが可能となります。オリンピック・パラリンピックを機会に、トップスポーツと地域スポーツとの好循環を支援していくとともに、人々がより身近にスポーツに触れ、より健康的な生活を送ることができるような環境の整備に努め、教育・参加・協調を通じて、生活や環境への意識の向上と行動を促していきます。

⑧東京2020大会における取り組みへの十分な説明と報告 (Accountability, Transparency)

東京2020大会成功のためには、東京2020組織委員会や、国内外のステークホルダーとの間の対話や議論、情報共有が大切であり、それらの論議の中から新しい取り組みが生まれてきます。このためオリンピック・パラリンピックに関する情報の透明性やステークホルダー間の対話・議論・連携・協働を重視します。

II-2. パブリックコメントの結果

II-1 のパブリックコメントを実施した結果は以下のとおりであった。

- (1)回答者数：83 件(複数回答のため、回答件数は 177 件)。
 (2)回答者の属性：大学関係者、企業の CSR 担当者、主に労働・人権に関する NGO・NPO 等。

(3)回答内容一覧

テーマ	英語	日本語	合計	率
①科学技術や知識の活用とイノベーションの創出(Innovation)	1	11	12	7%
②安全で強靱な防災都市東京の構築(Disaster, Resilience, Cybersecurity)	5	15	20	11%
③大会運営を通じた環境価値の最大化(気候変動、エネルギー、水、生物多様性)	10	17	27	15%
④超高齢化社会への対応(Demographic Change)	0	9	9	5%
⑤多様な文化や宗教、バックグラウンドを持つ人々との共生社会の創出し、労働・人権の問題に取り組む(Diversity, Inclusion)	16	27	43	24%
⑥障がいのある方等、すべての人に開かれた施設・インフラや情報、サービスの提供(Accessibility)	4	26	30	17%
⑦スポーツを通じた健康的な生活の提供(Health through Sport)	1	8	9	5%
⑧東京 2020 大会における取組みへの十分な説明と報告(Accountability, Transparency)	11	16	27	15%
計	48	129	177	

(4)寄せられたコメント

1位(43件)

- ⑤多様な文化や宗教、バックグラウンドを持つ人々との共生社会を創出し、労働・人権の問題に取り組む (Diversity, Inclusion)

<重要と考える理由>

日本は、外国人やマイノリティの人権への配慮が不十分であるため、この大会を機に、理解を深めて多様な人々の人権を尊重することを目的として、心のインフラとして「啓発・教育」、「法律や行政の仕組み」を整備していくことを期待する。

<追加要素>

移民労働問題の解決に向けた取り組み (劣悪な労働条件下の人権侵害)
 性的少数者 (LGBT) の権利を保障する (渋谷区同性婚容認、入院時同性パートナーの面会の許可)

2位(30件)

- ⑥障がいのある方等、すべての人に開かれた施設・インフラや情報、サービスの提供 (Accessibility)

<重要と考える理由>

ハードやソフト面でのユニバーサルティ (普遍性) を実現するために、バリアフリーな

どアクセスビリティを充実していくことを期待する。

一人ひとりが他人を思いやる気持ちを少しでも意識して持つことで、差別意識を軽減していくことができると期待する。

<追加要素>

女性、障がい者、高齢者、性的少数者については、共通のマインドセットとして「多様性社会の実現に向けた普遍性」を日本として重要視していくことが必要不可欠である。

3位 (各 27 件)

③大会運営を通じた環境価値の最大化（気候変動、エネルギー、水、生物多様性）

<重要と考える理由>

東京 2020 大会では、地球環境への負荷を最小限に抑えるという環境優位性の取り組みを発揮することで、消費者への意識を高めるだけではなく、「環境価値の最大化」を世界に向けて発信することを期待する。

<追加要素>

自然との調和を意識した日本独自の環境循環システムを世界に伝える再利用の施設

- ・東京 2020 大会終了後も持続的に活用できる施設の開発
- ・農畜水産物の食料調達（生産者から食卓）として持続的生産・流通の実現

⑧東京 2020 大会における取組みへの十分な説明と報告（Accountability, Transparency）

<重要と考える理由>

東京 2020 大会が持続可能性に富んだ取組みをしていることを世界に伝え、信頼を得るためには、積極的に情報を発信することを期待する。

<追加要素>

多様性と共存し、問題を解決に結びつけていくためには、偏りなく、また誤認なく情報を共有し、ステークホルダーとの対話を通じて、双方で理解を深めていくことが糸口となる。

- ・ステークホルダーとのエンゲージメント
- ・苦情処理メカニズムを通じて、対話を重要視する

5位 (20 件)

②安全で強靱な防災都市東京の構築

<重要と考える理由>

2011 年の東日本大震災を教訓とし、環境資源の有効活用を前提とした安全対策を最重要と考え、世界に向けてどのような対策を講じていくのか。これについて明確なメッセージを発信し、信頼確保に努めることに期待する。

<追加要素>

防災都市を目指す東京は、日本の自然との調和と超近代都市としての防災機能を備えることを明記してもらいたい。

- ・避難路確保を目的とした交通網の整備
- ・社会インフラ（電源、水、食糧確保等）
- ・多極依存型の東京 2020 大会開催
- ・東北復興とオリンピック・パラリンピックの相互補完的な事業運営

6位 (12件)

①科学技術や知識の活用とイノベーションの創出

<重要と考える理由>

環境負荷の最小化、自然との共生をテーマに、東京 2020 大会においてもロンドン大会を上回るような持続可能な発展を促進する技術的・知識的イノベーションを創出し、大会後のレガシーとして世界における日本の存在価値を高めていくことを期待する。

<追加要素>

CSR や CSV を加え、社会全体を配慮して、産官学が連携して競争、協調、支援し合う。

7位 (各9件)

④超高齢化社会への対応

<重要と考える理由>

高齢者の知見を有効活用することで、世代を超えたコミュニケーションを図り、老若男女が共存できるモデル都市を実現することを期待する。

<追加要素>

日本の文化や歴史を伝える役目を担える場の構築

⑦スポーツを通じた健康的な生活の提供

<重要と考える理由>

身体的、精神的な健康を保持するように働きかけていくことで、スポーツが持つ、ワクワクする高揚感を多くの人々に持たせ、生きる希望を与えていくことを期待する。

II-3. 考察

以上の通り、今回の意見募集は、インターネットによる、限られた期間の調査にも関わらず、東京 2020 大会への関心が高く、熱意ある意見を多数頂いた。「東京 2020 大会と持続可能性の結びつきが極めて重要だと認識できた」、「ロンドン大会を上回る持続可能性の取組みを期待する」との声も寄せられた。

テーマに関しては、多様性や労働・人権に対する関心が最も高く、次いで環境負荷の軽減と情報発信の強化、という結果であった。またこれらのテーマに関して、「消費者や次世代への意識付けが必要不可欠」との声も多かった。

オリンピズムの目標の一つに「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の奨励」がある。これを東京 2020 大会で実現していくためには、我が国に古くからある固有の価値観と結びつけて、具体の行動に繋げていくことが考えられる。こうした取組みにより、より多くの人に共感を求めて参画を促すことができ、大会に係る全ての人々の間に主体的な意識を醸成していくことが期待できる。特に『寛容と協調性』や『和を以て尊しとなす』といった価値観はオリンピックムーブメントに資するものであり、この精神を行動に移していくことにより、来日した人々への対応が、世界に通じる『おもてなし』としてグローバル社会においても認識されるだろう。

オリンピック憲章で示されている、人権尊重や平和等を実現していくためにも、『三方よし』、『和を以て尊しとなす』という日本的な価値観を活かしていくことが有益である。こうしたことから、ロンドン大会時の、持続可能性計画検討と監視の第三者機関であった CSL(Commission for Sustainable London)や、紛争解決に向けた CDRM(Complaint and Dispute Resolution Mechanism=グリーンバンスメカニズム)等について日本で同様の仕組みを取り入れる際は、実際の準備・行動で具体化されやすくなるよう、日本的な価値観や思想、さらに CSR 等による日本の取組み・実績も活かしていく必要がある。

今回のパブリックコメントの結果を活かし、東京 2020 組織委員会においても持続可能性の基本となる持続可能性運営計画を策定していくとともに、その実効性を確保するためにも、調達コードやオリンピック大会影響調査(パラリンピック項目含む: OGI 調査)等が求められる。次の III 章以下では、特に調達コード等についてふれたい。

Ⅲ. 調達コードにおける持続可能性の基本的な考え方

Ⅲ-1. 基本的な考え方

日本には、CSRにより企業が独自に持続可能性に取り組む文化・慣習がある。すなわちその取り組みは多種多様であり、各業界・地域に適した取り組みが既に数多く行われている。この良さを活かすことがまず求められる。

他方、東京 2020 大会の実施にあたっては国内外の法律及び基準が守られ、持続可能性が担保されていることを説明できる仕組みも求められる。ロンドン大会では事前届出制の対応だったが、東京 2020 大会では、ロンドンの事例を学びつつも、上記のような多種多様な取り組みを活かせるよう、国際基準・各国の国内法を基礎にしつつ、あわせて複数の基準とその適用、という柔軟なスタイルが考えられる。

こうしたことから、持続可能性を確保するための基準、ルールを検討していく際には、例えば、以下のようなカテゴリ毎に、適切な基準・ルールを東京 2020 大会において検討し、整備していくことが望ましい。このことは、東京 2020 大会で掲げる 3 つのビジョンのうちの 1 つ、「多様性と調和」にもつながり、また日本・アジアの文化にも適応した取り組み手法であると考えられる。

①国際基準・国内法の遵守

東京 2020 大会の準備・運営で使用される物品及びサービスは、その生産及び流通の過程を含むサプライチェーンにおいて、環境及び人権・労働問題等に関し、日本国内の法律は勿論、ILO 等の国際基準や各国の国内法が遵守され、適切な配慮その他の誠意ある対応がなされたものが調達されなければならない。これらの物品及びサービスを提供する企業は、適切な配慮をもってサプライチェーンにおける人権などに関するリスクを特定したうえで、透明性を確保し、もし問題が指摘された場合には、解決策を講じなければならない。

②国内外の第三者認証制度の活用

東京 2020 大会の準備・運営で使用される物については、基本的には国内外の主要な第三者認証のいずれかを活用することを推奨する。特に東京 2020 大会の信用に大きな影響を及ぼすと考えられる物品の生産(例:エンブレムを活用した大会関連グッズ等)において、環境や人権等の問題に影響の大きいものについては、日本の認証制度もしくは世界的な認証制度を活用し、認証に準拠した物品が調達されているか否か、を事前に確認する仕組みがなければならない。日本国内もしくは世界的に適切な第三者認証制度がない場合、または、これまで既に独自の認証を行っていたり、小規模生産等により適切な認証がないと考えられる場合等、第三者認証制度を用いない場合には、供給者が適切な手続きや管理体制のもとでトレーサビリティ確保のために必要な情報を管理することを求めていく。

例) 水産認証

- ・天然：MSC(Marine Stewardship Council)、MEL Japan(Marine Eco-Label Japan)
- ・養殖：ASC(Aquaculture Stewardship Council) AEL(Aquaculture Eco-Label)

※東京 2020 大会で使用する水産品については、国連食糧農業機関 (FAO) の、「責任ある漁業のための行動規範」に則って適切な管理のもとに生産された水産品であること。それが困難な場合には、持続可能な漁業に向けた活動が計画的になされている水産品であること。

例) 森林認証

- ・グローバル⇒FSC、欧州⇒PEFC、日本⇒SGEC、マレーシア⇒MTCC 等。

※使用する木材・紙については、森林認証 (FSC、PEFC その他の信頼し得る認証) を受けている等、適切な管理のもとに生産された木材・紙であることが、第三者によって認証されていること。

例) 農産品認証

- ・グローバル⇒グローバル GAP、日本⇒JGAP 等。

※使用する農産品については、農産品認証 (グローバルに GAP、JGAP その他信頼し得る認証を受けていること等、衛生管理、作業環境整備、法令順守等の観点から適切に管理された安全で環境に配慮された農産品であること。

③トレーサビリティの確保

東京 2020 大会において、東京 2020 組織委員会は 1 次サプライヤーの管理を行い、2 次以降のサプライヤーの情報については、その製造拠点の情報も含み、1 次サプライヤーが責任を持って管理することとし、東京 2020 組織委員会は、問題発覚時や紛争発生時等に必要に応じ、1 次サプライヤーに提出を求めるとともに、第三者機関などの公正な判断と所定の手続きを経て公開し、更なる情報提供を求める。

④サプライヤーの NGO・NPO 監査受任義務の設定

持続可能性が適切に確保されていることを社会に説明する必要がある、その観点から上記①～③について、関連する情報の管理と適切な情報提供・開示が求められる。このため東京 2020 組織委員会は、1 次サプライヤーが、東京 2020 大会に関する物やサービスに係る自社の調達先(2 次サプライヤー以降)に対し、「生産・資材調達・流通過程等において、2 次以降のサプライヤーが NGO・NPO から監査要請を受けた場合には、1 次サプライヤーに連絡・相談の上、対応を決定する」との監査受任義務を設定することを推奨する。2 次以降のサプライヤーから報告を受けた 1 次サプライヤーは、東京 2020 組織委員会に連絡の上、その指示に沿って 2 次サプライヤー以降に対応を指示する。

⑤グリーバンスメカニズムによる権利の実質的保障

スポーツ大会に関連する施設の建設において、外国人労働者や移住労働者(Migrant Workers)の人権・労働権の尊重が問題となる場合がある。このため東京 2020 大会では、外国人労働者も日本人労働者と同様に実質的な権利が保護されなければならない。その手段として外国人と日本人の区別なく、大会に係る全ての労働者が自らの労働条件について、報復を恐れることなく苦情を申し立て、適正に対処される、実質的なグリーバンスメカニズムを用意する必要がある。

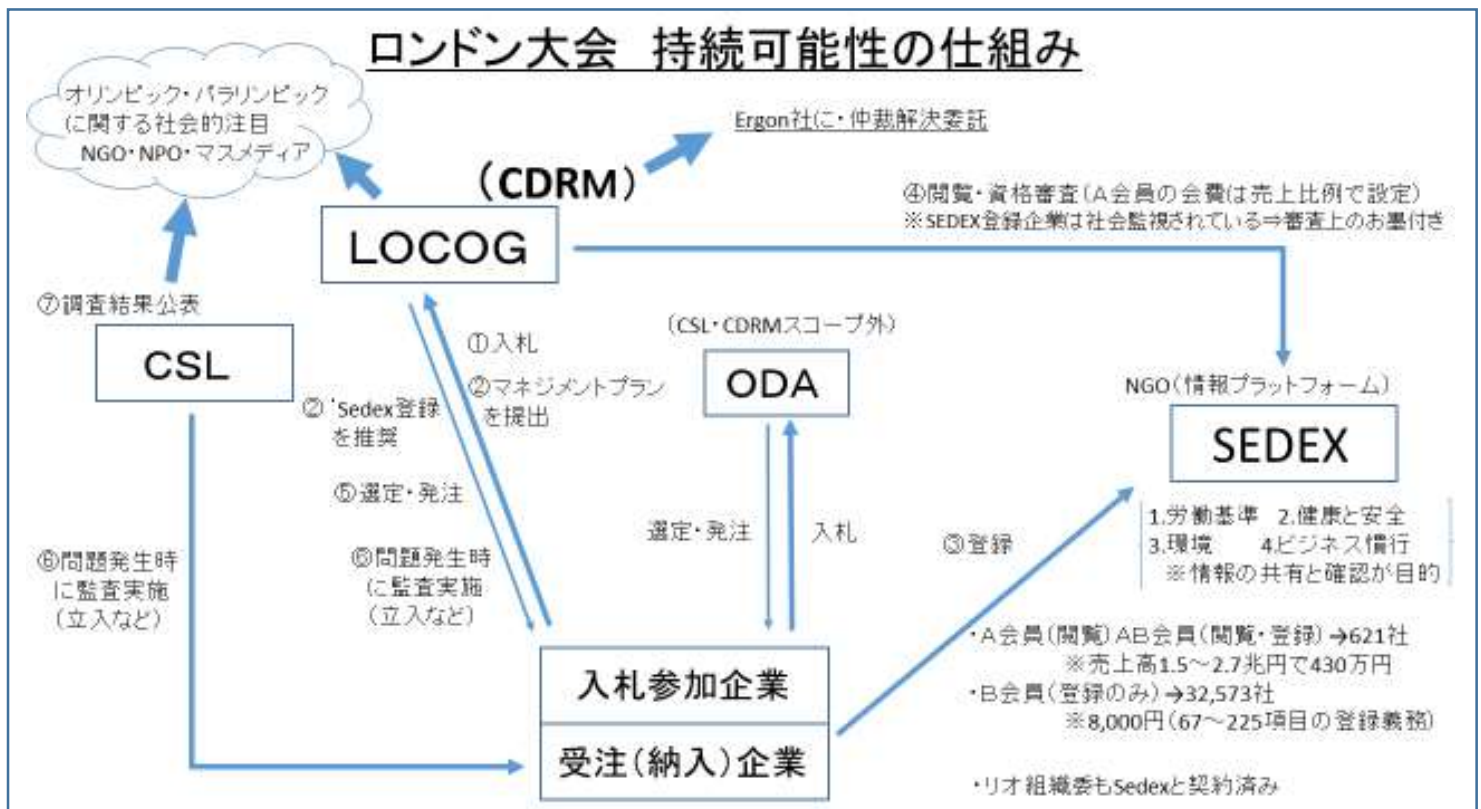
※グリーバンスメカニズムについてはV章にて詳細を述べる。

IV. ロンドン大会の事例

IV-1. ロンドン大会における持続可能性確保の仕組み（特徴）

ロンドン大会では、持続可能性計画のモニタリングのため、ロンドンオリンピック組織委員会(以下、「LOCOG」という)とは別に、第三者の監視機関として CSL(Commission for a Sustainable London2012)が、大会5年前に設立された。一方で、LOCOG に寄せられた持続可能性に関する苦情処理・仲裁（主に東南アジアの労働人権問題等に関する苦情処理・仲裁）に関しては、CDRM (Complaint and Dispute Resolution Mechanism=グリーンバンスメカニズム) を設定し、その業務の大部分を Ergon Associates Ltd 社に委託した。また、LOCOG の調達先に対しては、持続可能性 NGO の SEDEX(Supplier Ethical Data EXchange)の情報プラットフォームへの登録を推奨した。

このように、ロンドン大会では、持続可能性計画を打ち出すことで、ロンドン大会を通じた取組みを積極的に、わかりやすく示すとともに、その進捗状況を CSL でもモニタリングし、その計画等で問題が発生した場合には、CSL で審査・評価し、さらに紛争・苦情等があれば後述IV-3 の CDRM により対応していた。



IV-2. CSL(Commission for a Sustainable London 2012)

ODA（オリンピック開発公社）・LOCOGが各30%、英政府が20%、GLA-TFL（ロンドン市交通局）・GFA-LDA（ロンドン開発公社）が各10%出資してCSLを設立した（資本金：1億13百万円）。持続可能性計画に対する策定段階からの協力、計画進捗状況のモニタリング、レポート発信、LOCOG、ODAに対する助言等を担当した。

(ロンドン大会)CSLの概要	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ●サステナビリティ戦略について、 ①計画策定の協力 ②進捗のモニタリング ③レポート発信 ④LOCOG/ODAへの助言（強制力無し） ●ロンドン市長とオリンピック担当大臣への報告義務
資金と資本構成	<ul style="list-style-type: none"> ●2011～2012年 ￡353,249-(約52.9百万円) 2013～2014年 ￡404,044-(約60.6百万円) ●ODA:30% LOCOG:30% GOE:20% GLA-TFL:10% GLA-LDA:10%
組織構成	<ul style="list-style-type: none"> ●The chair of commission × 1名（ショーン マッカーシー氏） ●Assurance Officer × 2名、専門家 × 2名、アシスタント × 1名 ※議長には謝礼金として￡530.60/日（約8万円/日）×最大130日（年間約10百万円） ※他のメンバーは無報酬。大会期間中（20日間）追加ボランティア12～14名程度
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●マッカーシー氏見解 ①施設面：レガシーを見据えた建設・準備が上手くいっていなかった。オリンピック後の施設運営者を早い段階から関与させることが出来ていなかった。 ②倫理面：LOCOGが労働基準・サプライチェーンの状況を監督したが、国際基準に達していなかった。Play Fair（複数のNGOグループ）が中国工場に覆面調査員を送って調査された。適合出来ていなかった。 ③エネルギー：LOCOGに事前計画がなく、電力消費での無駄が出た。

東京2020組織委員会では、2015年6月にアクション&レガシー専門委員会の1つとして、街づくり・持続可能性委員会を設置した。さらに、この委員会の下に持続可能性ディスカッショングループ（以下、「持続可能性DG」という）を設置した。持続可能性DGは持続可能性FAの下で運営されるもので、各専門分野の学識経験者が集まって東京2020大会の持続可能性に関して専門的な審議がなされる場とされている。この持続可能性DGは、東京2020組織委員会が立候補ファイルでIOCと約束した東京オリンピック・パラリンピック環境ガイドライン専門家会議（EEC:Environment Experts Committee）と位置付けられている。この持続可能性DGはロンドン大会におけるCSLと類似した位置づけであることから、今後この持続可能性DGを東京2020大会におけるCSLとして位置付けることもできると考えられる。

IV - 3. CDRM (Complaint and Dispute Resolution Mechanism=グリーバンスメカニズム)

CDRM (Complaint and Dispute Resolution Mechanism) とは、供給スポンサー、ライセンシー、サプライヤーの工場における労働条件に関連した紛争・苦情に対応するためのプロセス (苦情・紛争処理メカニズム) のことをいう。この業務は、Ergon Associates Ltd 社が LOCOG から委託を受けて運営されていた。労働基準コンサルタントの Impact 社が制度設計を支援した。スポンサー・サプライヤー・ライセンシー・調達スタッフ・国際的な労働組合、市民団体等も参加した。複数の国の工場の労働条件に関する、報道機関の申し立て、労働組合、個々の従業員からの苦情を含む労務問題に対処した。

(1) 対応実績

- ・苦情件数 11 件 (8 機関。個人従業員 3 名) ※苦情の対象従業員数 : 15,708 名
- ・処理件数 9 件 (2 件はスコープ外)
- ・苦情発生国数 3 国 (中国、フィリピン、インドネシア) ※合意に至らなかった案件数 5 件
- ・上記苦情件数の中の基準違反数 42 件
- ・当事者合意の案件数 25 件
- ・第三者が行った是正措置の数 74 件
- ・CDRM によって実施した仲裁数 3 件

(2) 苦情処理に係った人工数

- ・Ergon Associates Ltd 社…80 名規模
- ・LOCOG…20 名規模

※その他、LOCOG は「中国の工場での 5 回の独自調査」「ライセンシーの倫理的貿易管理システムに対する詳細レビュー」「インドネシア 3 工場の従業員面談を含む覆面調査」「フィリピンにおける仲裁会議」を委託実施した。

V. グリーバンスメカニズム

V-1. グリーバンスメカニズムの意義

東京 2020 組織委員会が計画を立て、その活動を確認・監視する仕組みを設けたり、調達コードを整備して、納入される物品等を管理することで、持続可能性の確保は相当期待できるが、残念ながらグローバル調達においては、管理の網の目をかいくぐって、不適切な物品や工事が入り込むことがある。

こうした事態が発生した時に、東京 2020 組織委員会として対処でき、事態を改善することができる仕組みが必要である。このような事態が発生すること自体は残念なことではあるが、大会の実施を通じて、こうした慣行を是正し、事態を改善する絶好の機会でもある。その改善・Remedy の追求こそがオリンピックムーブメントの 1 つのレガシーともなり得ると考えられる。また過去のオリンピック・パラリンピック大会においては、大会に関連する重大な人権問題が世界的な批判を受け、各国首脳の開会式不参加等に繋がった事例もあった。

上記の観点から、東京 2020 大会では、単に苦情処理の受付機関に留まらず、改善・Remedy を進めていく機関として、ロンドン大会よりさらに活動を前進させていくことが期待される。

こうした活動が大会ブランドの価値の維持向上とスポンサー活動を支える基礎的条件ともなることから、東京 2020 組織委員会は、こうした仕組みを支えるための予算措置等必要な対応をとるべきである。ロンドン大会についても LOCOG による委託補助で事業が実施された。この仕組みは、あくまでもオリンピック・パラリンピックに係る調達・工事という商行為において、正しい事実認識のもとで公正な行動が促されるよう、社会の中に《公正中立な審査の場・仕組み》を創設することが目的であることから、その手法は契約に基づくものである。

このため、既存の仲裁、裁判等への連動等をつねに想定し、それら総体として、公正な行動が促されるよう、制度を設計していくことが重要である。

V-2. グリーバンスメカニズムの対象範囲と機能

(1) 対象分野： 「環境」「人権」「労働」「公正な経済活動」

(2) 対象案件：

- ・東京 2020 大会で使用される物品・サービス及び、その生産・流通過程
- ・東京 2020 大会に係る工事及び工事に係る調達

(なお、調達主体・工事実施者は、組織委員会、都、国等いずれにも適用されることを想定して規定を採用すべきである。)

(3) 必要な機能

①調達において遵守すべき環境・人権等の規定

国際基準及び各国の国内法遵守を基礎とし、環境・人権等に適切な配慮がなされたものが調達されるよう、これまでの企業等の社会的責任の要請に係るルール等をもとに、環境・人権等で遵守すべき規定を定めることにより、調達の際の持続可能性に係る、いわゆる「持続可能性調達コード」(Sustainable Sourcing Code) 等を整備する。このコードは、現在の会計上の入札手続等に新たに付加する形で、適用される。

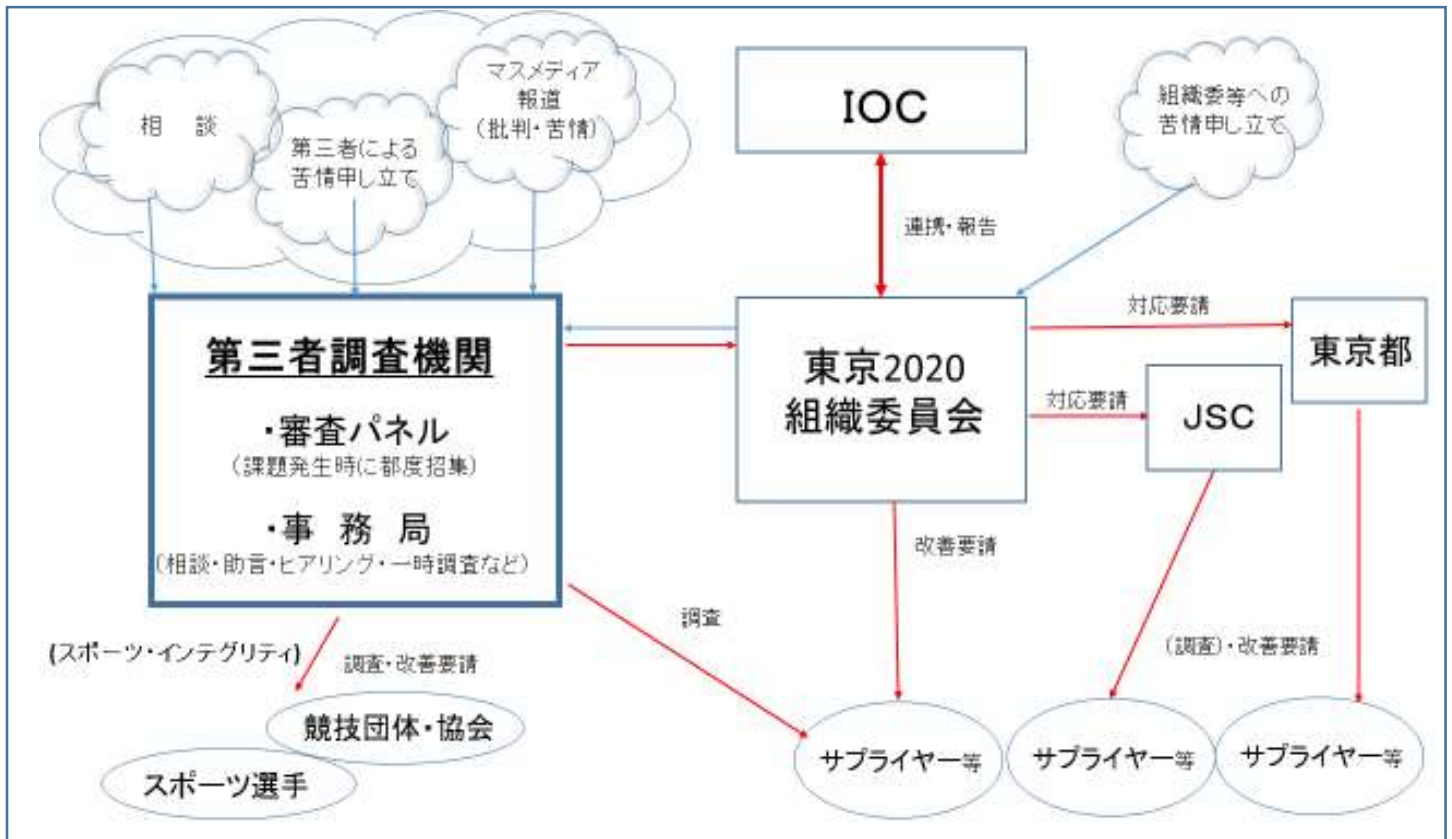
→この規定は、東京 2020 組織委員会において定める。これにより、企業等が行うべき基準等を示し、社会的責任を果たすことを促す。規定の整備に当たっては、企業等の産業界や政府等からこれまでの取り組みを聴取するとともに NGO・NPO からの助言・協力も必要である。研究会参加メンバーである NGO・NPO をハブとして、グローバルに NGO・NPO 団体の意見を聴取する。(II パブリックコメントの結果を参照)

②社会的責任ある行動を促し、救済を目指すための規定

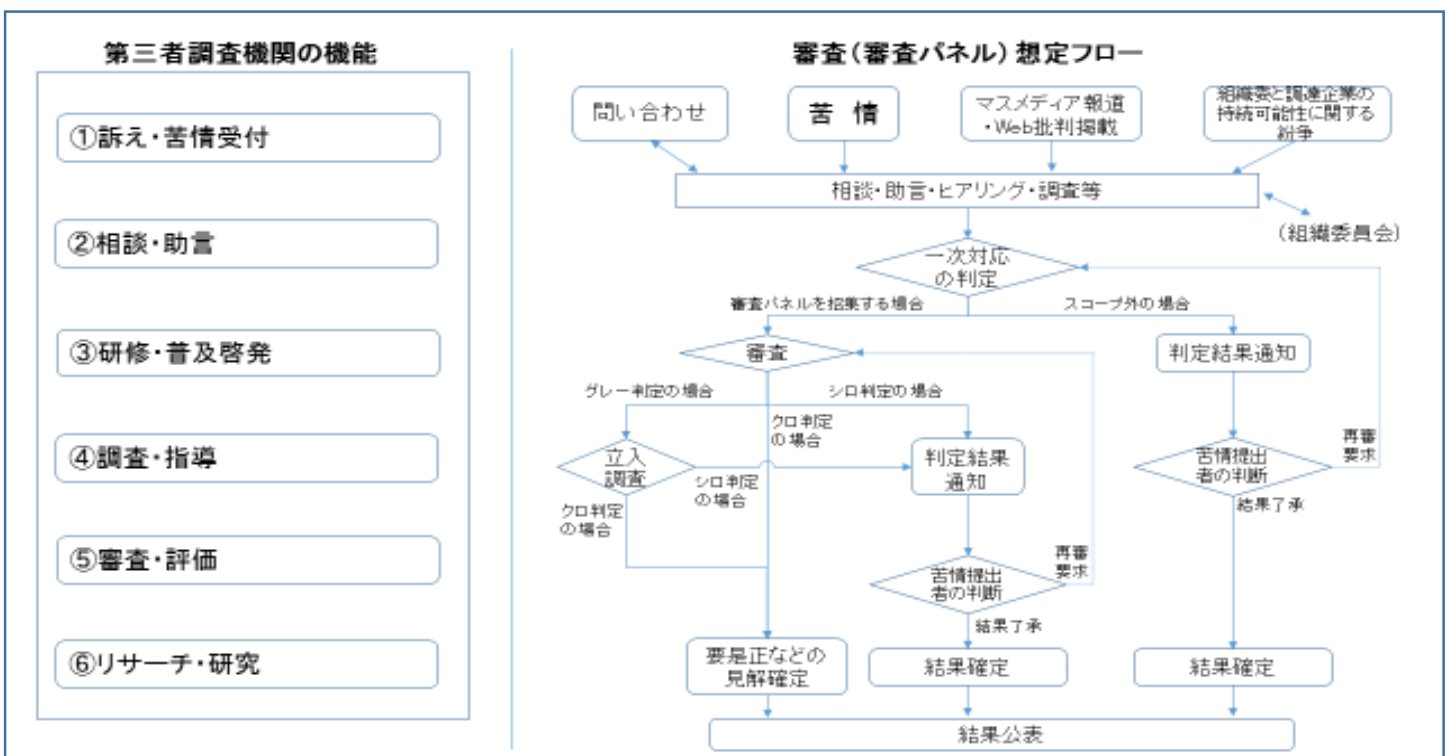
紛争が生じた際の、聴聞・調査・審査・認定等に関する規則(紛争処理規則)を、上記①の持続可能性調達コードにおいて規定する必要がある。なお、具体の事案の認定にあたっては、東京 2020 組織委員会も自ら調達・工事の発注主体となることから、東京 2020 組織委員会とは別の、公正中立で専門的な調査・審査ができる第三者の団体(以下、「第三者機関」という)に業務を委託し、その判断を踏まえて認定していくことが望ましい。主な業務の内容は以下の通り。

- ・ 訴え受理の窓口の設置
- ・ 相談・助言
- ・ 研修・普及啓発
- ・ 調査・指導 (ヒアリング、関係企業の自主調査・情報集約等)
- ・ 審査・評価 (関係企業への勧告、調達者への勧告)
- ・ リサーチ・研究

(グリーンズメカニズム枠組みのイメージ)



(第三者調査機関の機能・想定フロー)



※この調査機関の結果を踏まえて、東京2020組織委員会としての認定を行い、それを関係企業や調達主体・工事主体者へ伝達・指導するほか、IOC等とも調整を行う。

VI. 今後の検討課題

以上述べたように、今後ロンドンの事例を参考にしながら、持続可能性計画、調達コード、CSL等の仕組みを整備していくとともに、これらについて、東京2020大会において十分機能するよう、これまでの東京・日本の取組み、企業のCSRの取組みなどを取り込みつつ、新たに改善・救済措置を意識した仕組みを検討していくことが重要である。

こうした取組みを進めるにあたって、今後以下のような点について検討していく必要があると考えられる。

(1) 事前応諾義務の設定

持続可能性に関連する情報の管理と適切な情報提供・開示の観点から、先述のとおり、サプライヤーのNGO・NPO監査受任義務の設定は重要である。

また、これにより問題とされる事態が発見された場合、適切に対応できるよう、調達先と取引関係に入る前に、契約書などにおいて、サプライチェーンをしっかりと管理することを求めるとともに、必要があれば第三者調査機関の調査を受諾するとともに、その決定もしくは、その調査結果を受けた東京2020組織委員会の決定に応じる旨の義務付けの規定を置くことも考えられる。

(2) 事業管理者との関係

東京2020大会の関連事業管理者である東京都及びJSCは、東京2020組織委員会とは別の独立した組織体であることから、東京2020大会に係る物品・サービス等を調達する際に適用すべき事業・ルールについては、東京2020組織委員会の基準・ルールに準拠して、同様の取扱いがなされるよう留意する必要があると考えられる。

また、同様の観点から、CDRMについても東京2020組織委員会が委託する第三者調査機関に対して委託するか、ほぼ同様の事業・事務を受託することが出来る第三者調査機関に委託するなどの対応策を検討する必要がある。なお、後者の場合でも、持続可能性に関するIOCなどとの調整や最終の判断は東京2020組織委員会が行うこととなる。

(3) 第三者調査機関の事業運営に必要な資金の確保など

円滑な事業実施や適切な情報共有を進めるため、東京2020大会の物品・サービス等の調達に関連する企業から、入会費・年会費などの形で幅広く必要な資金を集め、これらを相談員などの人件費や研修費などに充てる方法などが考えられる。

他方、調査・審査業務などは多額の経費を要することから、問題を起こした企業などに負担を求める方法なども検討する必要がある。(上記(1)の事前応諾義務とともに、契約上明記しておく方法も考えられる)。

また、第三者調査機関への乱訴・重訴を防止するため、第三者調査機関の調査・審査は、原則として、まず最初に申立人と被申立人双方から提出される証拠書類をもとに行う、などの諸条件を検討する必要がある。

(4) グリーバンスメカニズムを補う仕組み

必ずしも調達にかかわらずとも、過去の大会でも見られるように、大会の主催者側がその見識を問われるような問題が発生した場合には、第三者機関が英知を集め、その見識に基づいて勧告などを行える仕組みも備える必要がある、との意見もあった。

(5) サプライヤー情報の取扱いについて

東京 2020 組織委員会は、1 次サプライヤーに対して 2 次サプライヤー以降の情報の管理を求めるが、管理する全ての情報は公開すべき、との意見もあった。

以上、本研究会にて検討した結果について、東京 2020 組織委員会においても、十分ご検討いただき、持続可能性調達コードやグリーバンスメカニズム等の制度整備・早期実現を期待する。本研究会では今後、スポーツ・インテグリティを研究していく。

以 上

本研究会参加メンバー（五十音順）

- ・ 石田 寛 （経済人コー円卓会議日本委員会 専務理事兼事務局長）
- ・ 岡田 美穂（経済人コー円卓会議日本委員会 ディレクター）
- ・ 扇谷 浩彰（日本労働組合総連合会 総合企画局次長）
- ・ 高 巖 （本研究会座長：麗澤大学 大学院経済研究科 教授）
- ・ 土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表・弁護士）
- ・ 松本 泰介（弁護士）
- ・ 山崎 卓也（弁護士）
- ・ 横田 洋三（公益財団法人 人権教育啓発推進センター 理事長）
- ・ 和久 貴洋（公益財団法人 日本スポーツ振興センター 情報・国際部長）

以 上

本報告書に関するお問い合わせ
公益財団法人 日本体育施設協会
[houkoku@jp-taikushisetsu.or.jp](mailto:hokoku@jp-taikushisetsu.or.jp)

※上記メールアドレス以外でのお問合せは固くお断り致します。また、
回答には時間を要する場合がございます。予めご了承下さい。